



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 3 月 22 日 (金曜日) 号外 第 7 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例

条 例	頁		頁
○道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…… (道路保全課)	2	を改正する条例……	(病院局) 14
○都市公園条例の一部を改正する条例…… (都市計画課)	7	○市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例…… (教育庁)	14
○建築基準法施行条例の一部を改正する条例…… (建築住宅課)	9	○宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例…… (")	16
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…… (")	10	○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…… (")	16
○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部		○宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例…… (監査事務局)	16
		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…… (警察本部)	17

本号で公布された条例のあらまし

◎ 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第21号)

1 改正の理由及び主な内容

物価等の経済情勢の変化等を踏まえ、道路占用料の額の改定を行う等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例 (条例第22号)

1 改正の理由及び主な内容

道路占用料の額の改定を踏まえ、使用料について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (条例第23号)

1 改正の理由及び主な内容

建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第24号)

1 改正の理由及び主な内容

県営住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人に関する規定を削除する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第25号)

1 改正の理由及び主な内容

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

- 1 改正の理由及び主な内容
夜間学級を設置する中学校の職員が夜間学級に関する業務に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 改正の理由及び主な内容
宮崎県育英資金の延滞利息の利率を引き下げため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 改正の理由及び主な内容
西都原考古博物館の来館者サービス向上のため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 改正の理由及び主な内容
地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 改正の理由及び主な内容
地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

条 例

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第21号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和43年宮崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
占 用 物 件		単 位	占 用 料			占 用 物 件		単 位	占 用 料		
			所 在 地						所 在 地		
			第3級 地	第4級 地	第5級 地				第3級 地	第4級 地	第5級 地
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本に	690	630	610	法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本に	670	620	600
	第2種電柱	つき1	1,100	970	940		第2種電柱	つき1	1,000	950	920
	第3種電柱	年	[略]		1,300		第3種電柱	年	[略]		1,200
	第1種電話柱		620	560	550		第1種電話柱		600	550	540
	第2種電話柱		990	900	880		第2種電話柱		960	880	860
	第3種電話柱		1,400	[略]			第3種電話柱		1,300	[略]	
	その他の柱類		62	56	55		その他の柱類		60	55	54
[略]					[略]						

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	600	550	540		路上に設ける変圧器	1個につき1年	590	540	530		
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	370	340	330		地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	360	330	320		
	[略]	1個につき1年	[略]				[略]	1個につき1年	[略]				
	郵便差出箱	1個につき1年	520	470	460		郵便差出箱	1個につき1年	510	460	450		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	[略]	900	590		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	[略]	830	550		
	[略]						[略]						
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26	24	[略]		法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25	23	[略]	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37	34	33			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36	33	32	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		55	51	49			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54	50	48	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74	68	66			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72	66	64	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		[略]	100	99			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		[略]	99	97	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150	140	[略]			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140	130	[略]	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		260	240	[略]			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250	230	[略]	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		370	340	330			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		360	330	320	
	外径が1メートル以上のもの		740	680	660			外径が1メートル以上のもの		720	660	640	
	[略]		[略]					[略]		[略]			
法第32条第1項第3号に掲	自 動 運 行	道路の構造又は交通の状況を表示	1本につき1年	990	900	880	法第32条第1項第3号に掲	自 動 運 行	道路の構造又は交通の状況を表示	1本につき1年	960	880	860

ける施設	補助施設	する標示柱 その他の柱 類		占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	620	560	550
		その他 のもの	上空 に設 ける もの				
			地下 に設 ける もの		370	340	330
		[略]			[略]		
		[略]			[略]		
法第32 条第1 項第5 号に掲 げる施設	地下街 及び地 下室	階数が 1のもの		Aに 0.005を乗じて得た 額			
		階数が 2のもの		Aに 0.008を乗じて得た 額			
		階数が 3以上 のもの		Aに0.01を乗じて得た額			
		上空に設ける通 路		[略]	450	300	
		地下に設ける通 路		670	270	180	
		[略]			[略]		
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施設	祭礼、縁日その 他の催しに際し 、一時的に設け るもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 日	[略]	9	6		
	その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 月	[略]	90	59		
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第 4 79号。 以下「	看板 (ア ーチであ るものを 除く。)	一時的 に設け るもの	表示面 積1平 方メー トルに つき1 月	[略]	90	59	
		その	表示面	[略]	900	590	
ける施設	補助施設	する標示柱 その他の柱 類		占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	600	550	540
		その他 のもの	上空 に設 ける もの				
			地下 に設 ける もの		360	330	320
		[略]			[略]		
		[略]			[略]		
法第32 条第1 項第5 号に掲 げる施設	地下街 及び地 下室	階数が 1のもの		Aに 0.004を乗じて得た 額			
		階数が 2のもの		Aに 0.006を乗じて得た 額			
		階数が 3以上 のもの		Aに 0.007を乗じて得た 額			
		上空に設ける通 路		[略]	420	270	
		地下に設ける通 路		660	250	160	
		[略]			[略]		
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施設	祭礼、縁日その 他の催しに際し 、一時的に設け るもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 日	[略]	8	5		
	その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 月	[略]	83	55		
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第 4 79号。 以下「	看板 (ア ーチであ るものを 除く。)	一時的 に設け るもの	表示面 積1平 方メー トルに つき1 月	[略]	83	55	
		その	表示面	[略]	830	550	

令」という。) 第7条第1号に掲げる物件		他のもの	積1平方メートルにつき1年]			
	標識		1本につき1年		990	900	880
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日]	[略	9	6
		その他のもの	1本につき1月]	[略	90	59
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日]	[略	9	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月]	[略	90	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月]	[略	900	590
		その他のもの]	[略	450	300
	[略]	占有面積1平方メートルにつき1			[略]		
	令第7条第3号に掲げる施設	積1平方メートルにつき1			Aに 0.033を乗じて得た額		
令」という。) 第7条第1号に掲げる物件		他のもの	積1平方メートルにつき1年]			
	標識		1本につき1年		960	880	860
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日]	[略	8	5
		その他のもの	1本につき1月]	[略	83	55
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日]	[略	8	5
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月]	[略	83	55
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月]	[略	830	550
		その他のもの]	[略	420	270
	[略]	占有面積1平方メートルにつき1			[略]		
	令第7条第3号に掲げる施設	積1平方メートルにつき1			Aに 0.031を乗じて得た額		

		年						年			
令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5 号に掲げる工事用材料	占用面 積1平 方メー トルに つき1 月	[略]	90	59		令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5 号に掲げる工事用材料	占用面 積1平 方メー トルに つき1 月	[略]	83	55	
[略]		[略]				[略]		[略]			
令第7 条第8 号に掲 げる施 設	トンネルの上又 は高架の道路の 路面下に設ける もの 上空に設けるも の その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	Aに0 .016を 乗じて 得た額	Aに0 .019を 乗じて 得た額	Aに0 .023を 乗じて 得た額	令第7 条第8 号に掲 げる施 設	トンネルの上又 は高架の道路の 路面下に設ける もの 上空に設けるも の その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	Aに0 .012を 乗じて 得た額	Aに0 .014を 乗じて 得た額	Aに0 .017を 乗じて 得た額
令第7 条第9 号に掲 げる施 設	建築物 その他のもの		Aに0 .016を 乗じて 得た額	[略]	Aに0 .023を 乗じて 得た額	令第7 条第9 号に掲 げる施 設	建築物 その他のもの		Aに0 .015を 乗じて 得た額	[略]	Aに0 .022を 乗じて 得た額
令第7 条第10 号に掲 げる施 設及び 自動車 駐車場	建築物 その他のもの		Aに0 .012を 乗じて 得た額	Aに0 .013を 乗じて 得た額	Aに0 .016を 乗じて 得た額	令第7 条第10 号に掲 げる施 設及び 自動車 駐車場	建築物 その他のもの		Aに0 .011を 乗じて 得た額	Aに0 .014を 乗じて 得た額	Aに0 .015を 乗じて 得た額
令第7 条第11 号に掲 げる応 急仮設 建築物	トンネルの上又 は高架の道路の 路面下に設ける もの 上空に設けるも の その他のもの		Aに0 .016を 乗じて 得た額	[略]	Aに0 .023を 乗じて 得た額	令第7 条第11 号に掲 げる応 急仮設 建築物	トンネルの上又 は高架の道路の 路面下に設ける もの 上空に設けるも の その他のもの		Aに0 .015を 乗じて 得た額	[略]	Aに0 .022を 乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる 器具			Aに0.033を乗じて得た額			令第7条第12号に掲げる 器具			Aに0.025を乗じて得た額		
令第7 条第13 号に掲 げる施 設	トンネルの上又 は高速自動車国 道若しくは自動 車専用道路（高 架のものに限る 。）の路面下に 設けるもの 上空に設けるも の その他のもの		Aに0 .016を 乗じて 得た額	[略]	Aに0 .023を 乗じて 得た額	令第7 条第13 号に掲 げる施 設	トンネルの上又 は高速自動車国 道若しくは自動 車専用道路（高 架のものに限る 。）の路面下に 設けるもの 上空に設けるも の その他のもの		Aに0 .015を 乗じて 得た額	[略]	Aに0 .022を 乗じて 得た額
備考			Aに0.023を乗じて得た額			令第7条第14号に掲げる 施設			Aに0.031を乗じて得た額		
			Aに0.033を乗じて得た額			備考			Aに0.031を乗じて得た額		

- 1 [略]
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 第4級地 都城市、延岡市、小林市、日向市、西都市、三股町、国富町、高鍋町、新富町及び門川町の区域をいう。
 - (3) 第5級地 日南市、串間市、えびの市、高原町、綾町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町の区域をいう。
- 3～9 [略]

- 1 [略]
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 第4級地 都城市、延岡市、日向市、西都市、三股町、国富町、高鍋町、新富町及び門川町の区域をいう。
 - (3) 第5級地 日南市、小林市、串間市、えびの市、高原町、綾町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町の区域をいう。
- 3～9 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第22号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後						
別表第1（第10条関係）						別表第1（第10条関係）						
種類	区分		単位	金額（円）	納期	種類	区分		単位	金額（円）	納期	
	[略]				[略]		[略]				[略]	
都市公園の占用許可による使用料	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	宮崎市	1本1年につき	<u>690</u>	宮崎市	第1種電柱	宮崎市	1本1年につき	<u>670</u>	宮崎市	第1種電柱
			西都市		<u>630</u>			西都市		<u>620</u>		
		第2種電柱	宮崎市	1本1年につき	<u>1,100</u>	宮崎市	第2種電柱	宮崎市	1本1年につき	<u>1,000</u>	宮崎市	第2種電柱
			西都市		<u>970</u>			西都市		<u>950</u>		
		[略]				[略]	[略]				[略]	
		第1種電話柱	宮崎市	1本1年につき	<u>620</u>	宮崎市	第1種電話柱	宮崎市	1本1年につき	<u>600</u>	宮崎市	第1種電話柱
			西都市		<u>560</u>			西都市		<u>550</u>		
		第2種電話柱	宮崎市	1本1年につき	<u>990</u>	宮崎市	第2種電話柱	宮崎市	1本1年につき	<u>960</u>	宮崎市	第2種電話柱
			西都市		<u>900</u>			西都市		<u>880</u>		
		第3種電話柱	宮崎市	1本1年につき	<u>1,400</u>	宮崎市	第3種電話柱	宮崎市	1本1年につき	<u>1,300</u>	宮崎市	第3種電話柱
	[略]		[略]		[略]							
	その他の柱類	宮崎市	1本1年につき	<u>62</u>	宮崎市	その他の柱類	宮崎市	1本1年につき	<u>60</u>	宮崎市	その他の柱類	
		西都市		<u>56</u>			西都市		<u>55</u>			
[略]				[略]	[略]				[略]			
路上に設ける変圧器	宮崎市	1個1年につき	<u>600</u>	宮崎市	路上に設ける変圧器	宮崎市	1個1年につき	<u>590</u>	宮崎市	路上に設ける変圧器		
	西都市		<u>550</u>			西都市		<u>540</u>				
地下に設ける変圧器	宮崎市	占用面積1平方メートル1年につき	<u>370</u>	宮崎市	地下に設ける変圧器	宮崎市	占用面積1平方メートル1年につき	<u>360</u>	宮崎市	地下に設ける変圧器		
	西都市		<u>340</u>			西都市		<u>330</u>				
[略]				[略]	[略]				[略]			
法第7	外径が	宮崎市	長さ1	<u>26</u>	法第7	外径が	宮崎市	長さ1	<u>25</u>			

条第1 項第2 号に掲 げる物 件	0.07メ ートル 未満の もの	西都市	メート ル1年 につき	<u>24</u>		条第1 項第2 号に掲 げる物 件	0.07メ ートル 未満の もの	西都市	メート ル1年 につき	<u>23</u>
	外径が 0.07メ ートル 以上0 .1メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>37</u>			外径が 0.07メ ートル 以上0 .1メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>36</u>
		西都市		<u>34</u>				西都市		<u>33</u>
	外径が 0.1メ ートル 以上0. 15メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>55</u>			外径が 0.1メ ートル 以上0. 15メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>54</u>
		西都市		<u>51</u>				西都市		<u>50</u>
	外径が 0.15メ ートル 以上0 .2メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>74</u>			外径が 0.15メ ートル 以上0 .2メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>72</u>
		西都市		<u>68</u>				西都市		<u>66</u>
	外径が 0.2メ ートル 以上0 .3メー トル未 満のも の	[略]		[略]			外径が 0.2メ ートル 以上0 .3メー トル未 満のも の	[略]		[略]
		西都市		<u>100</u>				西都市		<u>99</u>
	外径が 0.3メ ートル 以上0 .4メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>150</u>			外径が 0.3メ ートル 以上0 .4メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>140</u>
		西都市		<u>140</u>				西都市		<u>130</u>
	外径が 0.4メ ートル 以上0 .7メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>260</u>			外径が 0.4メ ートル 以上0 .7メー トル未 満のも の	宮崎市		<u>250</u>
西都市			<u>240</u>		西都市			<u>230</u>		
外径が 0.7メ	宮崎市		<u>370</u>		外径が 0.7メ	宮崎市		<u>360</u>		
	西都市		<u>340</u>			西都市		<u>330</u>		

<p>(2) [略] (内装)</p> <p>第9条 共同住宅、階数が2以上である寄宿舎又は重ね建て長屋の用途に供する建築物（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。）の床（最下階の床を除く。）又は階段が木造である場合には、当該床の直下の天井（回り縁その他これに類する部分を除く。）又は当該階段の裏側の仕上げを準不燃材料でしなければならない。ただし、当該床又は当該階段を準耐火構造とした場合は、この限りでない。</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する特例）</p> <p>第18条の2 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあっては、屋上広場を含む。以下この条において同じ。）のうち、当該階が令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第8条、第14条第1項及び第2項第4号、第15条並びに第16条の規定は、適用しない。</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物に対する特例）</p> <p>第18条の3 建築物のうち、当該建築物が令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第4項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第11条第2号、第12条、第13条の3並びに第13条の4第1項及び第3項の規定は、適用しない。</p> <p>（物品販売業を営む店舗）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の空地内には、主要構造部が、<u>準耐火構造</u>又は不燃材料で造られた高さ3メートル以上にある建築物の部分突き出すことができる。</p>	<p>(2) [略] (内装)</p> <p>第9条 共同住宅、階数が2以上である寄宿舎又は重ね建て長屋の用途に供する建築物（主要構造部を準耐火構造としたもの（<u>特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。</u>）を除く。）の床（最下階の床を除く。）又は階段が木造である場合には、当該床の直下の天井（回り縁その他これに類する部分を除く。）又は当該階段の裏側の仕上げを準不燃材料でなければならない。ただし、当該床又は当該階段を準耐火構造とした場合は、この限りでない。</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する特例）</p> <p>第18条の2 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあっては、屋上広場を含む。以下この条において同じ。）のうち、当該階が令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの（<u>主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）</u>又は<u>主要構造部が不燃材料で造られた建築物の階</u>に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第8条、第14条第1項及び第2項第4号、第15条並びに第16条の規定は、適用しない。</p> <p>（避難上の安全の検証を行う建築物に対する特例）</p> <p>第18条の3 建築物のうち、当該建築物が令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第4項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの（<u>主要構造部が準耐火構造であるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）</u>又は<u>主要構造部が不燃材料で造られたもの</u>に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第11条第2号、第12条、第13条の3並びに第13条の4第1項及び第3項の規定は、適用しない。</p> <p>（物品販売業を営む店舗）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の空地内には、高さ3メートル以上にある、主要構造部が<u>準耐火構造の建築物の部分（特定主要構造部が耐火構造である建築物の部分を含む。）</u>又は<u>主要構造部が不燃材料で造られた建築物の部分</u>突き出すことができる。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第24号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の手続)</p> <p>第10条 入居決定者は、知事が定める期間内に、次に掲げる手続きをしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が<u>適当と認める連帯保証人の連署する誓約書</u>を提出すること。</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第10条 入居決定者は、知事が定める期間内に、次に掲げる手続きをしなければならない。</p> <p>(1) 誓約書を提出すること。</p> <p>(2) [略]</p>

2・3 [略]

4 知事は、特別の事情があると認める者については、第1項第1号の誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

5 第1項第1号の規定による連帯保証人の債務の負担は、入居決定者の入居時における近傍同種の住宅の家賃（次条第2項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。）の12月分に相当する額を限度とする。

6 知事は、入居決定者が第1項又は第3項の期間内に第1項の手続をしないときは、その者に係る第8条の規定による決定を取り消すことができる。

7 [略]

(家賃の決定)

第11条 一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定による認定に基づき、当該入居者の収入及び当該一般県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅令第2条に定める方法により、知事が定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第32条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、一般県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 [略]

(連帯保証人の変更)

第26条 入居者は、連帯保証人が死亡したとき、若しくは連帯保証人について破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき、又は知事が不相当と認めてその変更を求めたときは、遅滞なく、知事が定めるところにより、新たに連帯保証人を立てなければならない。

2 第10条第1項第1号及び第5項の規定は、前項の規定により新たに連帯保証人を立てる場合について準用する。この場合において、第10条第5項中「入居決定者の入居時における」とあるのは、「連帯保証人の変更時における」と読み替えるものとする。

(準用)

第47条 第4条、第7条から第10条まで、第13条から第27条まで、第32条から第38条まで及び第56条の規定は、第45条の規定による一般県営住宅の使用について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第47条の規定により読み替えて準用する第56条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置又は第46条第1項の規定による家賃の決定」と、第56条第1号中「第26条第1号、第2号、第3号又は第4号」とあるのは「第26条各号のいずれか」と読み替えるものとする。

2・3 [略]

4 知事は、入居決定者が第1項又は前項の期間内に第1項の手続をしないときは、その者に係る第8条の規定による決定を取り消すことができる。

5 [略]

(家賃の決定)

第11条 一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定による認定に基づき、当該入居者の収入及び当該一般県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。）以下で、住宅令第2条に定める方法により、知事が定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第32条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、一般県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 [略]

第26条 削除

(準用)

第47条 第4条、第7条から第10条まで、第13条から第25条まで、第27条、第32条から第38条まで及び第56条の規定は、第45条の規定による一般県営住宅の使用について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第47条の規定により読み替えて準用する第56条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置又は第46条第1項の規定による家賃の決定」と、第56条第1号中「第26条第1号、第2号、第3号又は第4号」とあるのは「第26条各号のいずれか」と読み替えるものとする。

第50条 [略]

(準用)

第55条 第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第28条第1項、第30条、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、改良県営住宅及び地区施設の管理について準用する。この場合において、第6条第1項中「住宅法第23条各号」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第23条各号」と、「前条第1号から第4号まで」とあるのは「第49条第1号から第4号まで」と、同条第2項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅」と、「入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、「前条第1号から第4号まで」とあるのは「第49条第1号から第4号まで」と、第7条中「前2条」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第6条第1項及び第2項並びに第49条」と、第10条第1項及び第2項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、同条第5項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、「近傍同種の住宅の家賃(次条第2項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。)の12月分に相当する額」とあるのは「第51条に規定する算定方法により得た額の12倍に相当する額」と、同条第7項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第14条第1項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第33条第1項」と、第26条第2項前段中「第10条第1項第1号及び第5項」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第10条第1項第1号及び第5項」と、同項後段中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第28条第1項及び第30条中「第5条第2号ア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額」とあるのは「第49条第2号ア又はイに掲げる場合に依り、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第55条の規定により読み替えて準用される第30条の規定によるあっせん等又は第54条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第33条第1項第2号中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と、同条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第51条に規定する算定方法により得た額」と読み替えるものとする。

(入居者の募集方法)

第50条 [略]

(準用)

第55条 第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第25条まで、第27条、第28条第1項、第30条、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、改良県営住宅及び地区施設の管理について準用する。この場合において、第6条第1項中「住宅法第23条各号」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第23条各号」と、「前条第1号から第4号まで」とあるのは「第49条第1号から第4号まで」と、同条第2項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅」と、「入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、「前条第1号から第4号まで」とあるのは「第49条第1号から第4号まで」と、第7条中「前2条」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第6条第1項及び第2項並びに第49条」と、第10条第1項及び第2項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、同条第5項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第14条第1項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第33条第1項」と、第28条第1項及び第30条中「第5条第2号ア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額」とあるのは「第49条第2号ア又はイに掲げる場合に依り、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第55条の規定により読み替えて準用される第30条の規定によるあっせん等又は第54条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第33条第1項第2号中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と、同条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第51条に規定する算定方法により得た額」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第4条(第1項第3号を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第4条第1項第5号中「第5条各号のいずれか」とあるのは「第5条第1号又は第2号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第56条」と、第10条第5項中「近傍同種の住宅の家賃(次条第2項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。)」の12月分に相当する額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額の12倍に相当する額」と、第26条第2項前段中「第5項」とあるのは「第59条の規定により読み替えて準用される第10条第5項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)、第34条、第57条第2項及び第58条の規定は、地域特別賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第61条」と、第10条第5項中「近傍同種の住宅の家賃(次条第2項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。)」の12月分に相当する額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額の12倍に相当する額」と、第26条第2項前段中「第5項」とあるのは「第62条の規定により読み替えて準用される第10条第5項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第62条の規定により読み替えて準用される第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と、第57条第2項中「前項」とあり、及び第58条中「前条」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるものとする。

(準用)

(準用)

第59条 第4条(第1項第3号を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第25条まで、第27条、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第4条第1項第5号中「第5条各号のいずれか」とあるのは「第5条第1号又は第2号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第56条」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第25条まで、第27条、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)、第34条、第57条第2項及び第58条の規定は、地域特別賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第61条」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第62条の規定により読み替えて準用する第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と、第57条第2項中「前項」とあり、及び第58条中「前条」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるものとする。

(準用)

第64条 第5条（第2号イを除く。）、第6条（第3項及び第4項を除く。）、第7条、第8条、第9条第1項、第10条から第15条まで、第16条（第3項を除く。）、第17条から第30条まで、第31条第1項、第32条、第33条（第1項第7号、第5項及び第6項を除く。）及び第34条の規定は、準特定優良賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第5条第1号中「次条第4項、第24条第1項、第49条第1号及び第5号、第56条第2号並びに第61条第1号及び第4号」とあるのは「及び第24条第1項」と、同条第2号中「この章及び次章」とあるのは「この章」と、第6条第2項中「入居の申込みをした場合（第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。）」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、第11条第1項中「第46条」とあるのは「第33条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第64条の規定により読み替えて準用される第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求又は第30条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

第64条 第5条（第2号イを除く。）、第6条（第3項及び第4項を除く。）、第7条、第8条、第9条第1項、第10条から第15条まで、第16条（第3項を除く。）、第17条から第25条まで、第27条から第30条まで、第31条第1項、第32条、第33条（第1項第7号、第5項及び第6項を除く。）及び第34条の規定は、準特定優良賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第5条第1号中「次条第4項、第24条第1項、第49条第1号及び第5号、第56条第2号並びに第61条第1号及び第4号」とあるのは「及び第24条第1項」と、同条第2号中「この章及び次章」とあるのは「この章」と、第6条第2項中「入居の申込みをした場合（第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。）」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、第11条第1項中「第46条」とあるのは「第33条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第64条の規定により読み替えて準用する第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求又は第30条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第10条第1項第1号（第26条第2項（第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）の規定により提出された誓約書に係る連帯保証人の保証債務は、なお従前の例による。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第25号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第 243条の 2 の 2 第 8 項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第 243条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第26号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第4条 特殊勤務手当の種類は、多学年学級担当手当、教員特殊業務手当及び<u>教育業務連絡指導手当</u>とする。</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第4条 特殊勤務手当の種類は、多学年学級担当手当、教員特殊業務手当、<u>教育業務連絡指導手当、夜間学級担当手当及び夜間中学業務手当</u>とする。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 <u>夜間学級担当手当は、夜間に授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)を設置する中学校の校長(本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。)、副校長(本務として夜間学級に関する校務をつかさどる者に限る。)及び教員(夜間学級に関する校務を整理する教頭、本務として夜間学級に関する校務の一部を整理し、又は本務として夜間学級に係る業務に従事する主幹教諭並びに本務として夜間学級に係る業務に従事する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に限る。)に支給する。</u></p> <p>9 <u>前項の手当の額は、月額とし、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>管理職手当を受ける職員 給料月額に100分の4を超えない範囲内において教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する職員以外の職員 給料月額に100分の6を乗じて得た額</u></p> <p>10 <u>夜間中学業務手当は、夜間学級を設置する中学校に所属し、夜間学級に係る業務に従事することを本務とする学校栄養職員及び事務職員が、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が午後5時以降において行われる業務で夜間学級に係るものに、午後5時以降において2時間以上従事したときに支給する。</u></p> <p>11 <u>前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき190円とする。</u></p>
<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>人事委員会規則及び教育委員会規則</u>で定める。</p>

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)(第4条の2及び第4条の3の規定に限る。)</p>	<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定並びにこれらに基づく<u>人事委員会規則及び教育委員会規則</u>の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)(<u>第4条第8項及び第9項、第4条の2並びに第4条の3の規定に限る。</u>)</p>

(3)～(5) [略]

(3)～(5) [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第27号

宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県育英資金貸与条例（昭和49年宮崎県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(延滞利息)</p> <p>第12条 育英資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく、育英資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞利息を支払わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(延滞利息)</p> <p>第12条 育英資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく、育英資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞利息を支払わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県育英資金貸与条例第12条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞利息の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する延滞利息の額の計算については、なお従前の例による。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第28号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後						
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）						
使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考	使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考	
[略]						[略]						
7 西 都原 考古 博物 館使 用料	[略]					[略]	7 西 都原 考古 博物 館使 用料	[略]				
	ホール 設備	[略]						ホール 設備	[略]			
	音声ガイド	1台1回 につき	420円	使用 前	音声ガイド			1台1回 につき	420円	使用 前		
[略]						[略]						

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第29号

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例

宮崎県監査委員条例（昭和39年宮崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(請求又は要求による監査) 第6条 法第75条第1項、法第98条第2項及び法第242条第1項の規定による請求に基づく監査並びに法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の2第3項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から15日以内に始めるものとする。	(請求又は要求による監査) 第6条 法第75条第1項、法第98条第2項及び法第242条第1項の規定による請求に基づく監査並びに法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の8第3項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から15日以内に始めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第30号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1) [略] (2) 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 警備業認定証再交付手数料 (3) [略] (4) 警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え 警備業認定証書換え手数料 (5)～(9) [略] (9)の2・(9)の3 [略] (9)の4・(9)の5 [略] (10)～(13)の2 [略] (13)の3 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付 探偵業届出証明書交付手数料 (13)の4 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付 探偵業変更届出証明書交付手数料 (13)の5 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 探偵業届出証明書再交付手数料 (14)～(69)の2 [略] (69)の3 自動車運転代行業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 自動車運転代行業認定証再交付手数料 (69)の4 自動車運転代行業法第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え 自動車運転代行業認定証書換え手数料 (70)～(74) [略] 2～5 [略] 別表第2（第3条関係）	(手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1) [略] (2) [略] (3)～(7) [略] (8)・(9) [略] (9)の2・(9)の3 [略] (10)～(13)の2 [略] (14)～(69)の2 [略] (70)～(74) [略] 2～5 [略] 別表第2（第3条関係）
手数料	手数料
区 分	区 分
単 位	単 位
金 額	金 額
備 考	備 考

1 [略]				1 [略]			
2 警備 業認定 証再交 付手数 料		1 件に つき	2,000円				
3 [略]				2 [略]			
4 警備 業認定 証書換 え手数 料		1 件に つき	2,200円				
5~9 [略]				3~7 [略]			
9の2・9の3 [略]				8・9 [略]			
9の4・9の5 [略]				9の2・9の3 [略]			
[略]				[略]			
13の2 [略]				13の2 [略]			
13の3 探偵業 届出証 明書交 付手数 料		1 件に つき	3,600円				
13の4 探偵業 変更届 出証明 書交付 手数料		1 件に つき	1,600円				
13の5 探偵業 届出証 明書再 交付手 数料		1 件に つき	1,100円				
[略]				[略]			
38の2 猟銃の 操作及 び射撃 の技能 に關す る講習 手数料		1 件に つき	12,700円	38の2 猟銃の 操作及 び射撃 の技能 に關す る講習 手数料		1 件に つき	14,000円
[略]				[略]			
69の2 [略]				69の2 [略]			
69の3 自動車 運転代 行業認 定証再 交付手 数料		1 件に つき	1,700円				
69の4		1 件に	2,100円				

自動車 運転代 行業認 定証書 換え手 数料		つき				
[略]						[略]
[略]						[略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

